

# 安全の手引き

(モンテネグロ)

令和3年1月5日改訂

在セルビア日本国大使館

(モンテネグロには日本の在外公館はなく、在セルビア日本国大使館が兼轄しています)

## I. 序言

犯罪や事故、予期せぬトラブルに巻き込まれた際に、「もっと注意しておけば良かった」と後悔された経験をお持ちの方は多いのではないのでしょうか。時として、被害に遭ってからでは手遅れになってしまうこともありますので、前もってリスクを回避できるよう、普段からの注意が必要です。

この手引きは、モンテネグロに滞在する皆様が、犯罪による被害・事故等に遭わないための方策を講ずる上で参考となるよう作成しました。常識的なことが多く含まれていますが、この手引きでもう一度安全に過ごすための注意事項を確認いただき、皆様のモンテネグロでの安全なご滞在の一助となれば幸いです。

## II. 防犯の手引き

### 1. 防犯の基本的な心構え

#### (1) 安全に対する基本的理解

自分と家族の安全は自分たちで守るとの意識をまず持ち、「目立たない」「用心を怠らない」「行動を予知されない」という三原則を守ることが大切です。各家庭、職場等においては、日頃から安全に留意し、トラブル時の対応方法を考えておく必要があります。

また、モンテネグロにおいては基本的に対日感情は良いものの、事件・事故等には国籍・人種を問わず、不意に巻き込まれる可能性がありますので、治安が良いから、親日家が多いからと言った理由だけで、日頃から警戒を怠らないよう、十分にご注意下さい。基本的な注意点は以下のとおりです。

ア 現地の法律を守る。特に違法薬物には絶対に関わらない。

イ 犯罪に遭遇したら生命を最優先に行動する。

ウ 風俗や習慣を尊重する。

エ コソボやセルビア、アルバニア等の民族に関連する問題に安易に言及しない。

オ 危険と思われる場所、デモや集会には近づかない。

カ 多額の現金、貴重品は持ち歩かない。また、人に見せることはしない。

キ 他人を安易に信用しない。

#### (2) 情報の収集

日頃から新聞・テレビ、ラジオ、インターネット等を通じ安全に関わる情報に留意しておくことが大切です。

2021年1月現在、モンテネグロ国内に危険情報は発出されていま

せんが、モンテネグロに隣接するセルビア、コソボ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、アルバニアにはそれぞれ危険情報が発出されています。詳しくは外務省海外安全ホームページを参照してください (<http://www.anzen.mofa.go.jp>)。

### (3) 在留届の提出

当館では、管内において大規模な事件・事故が発生した場合、必要に応じて在留届をもとに皆様の住所や連絡先を確認し、安否確認を行います。モンテネグロに3か月以上滞在される方は、到着後速やかに在留届を提出してください（郵送、ファックスのほか、インターネットによる電子届出も可能です）。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

また、住所その他の届出事項に変更が生じた場合、またはモンテネグロから出国する（一時的な旅行を除く）場合は、その旨の届出（届出事項変更届・帰国届）を必ず行ってください。

### (4) たびレジの登録

「たびレジ」は海外旅行や海外に出張する際に、旅行日程や滞在先、連絡先などを事前に登録しておくことで、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡などが受け取れるシステムです。海外への渡航が3ヶ月未満の旅行や出張の場合は「たびレジ」に登録をお願いします。

### (5) 病気

以前に比べるとモンテネグロの医療水準は向上してきていますが、実際には言葉の問題や、最新式の医療機器不足等のため、症状により近隣の医療先進国での治療が必要になる場合もあります。

日頃から健康管理に留意することは言うまでもありませんが、近隣国や日本への移送が必要な場合には多額の費用がかかるため、海外赴任者保険等への加入をお勧めします。

モンテネグロ特有の風土病はありませんが、中・東欧地域に多い疾病として、ダニに刺されることにより感染するダニ脳炎が知られています。ダニ脳炎は初期にインフルエンザに似た症状を示した後、脳炎を起し、麻痺等の後遺症を残す恐れがあり、場合によっては死に至るケースもあります。ひとたび罹患すると治療法がないことから、予防策としてあらかじめワクチンを接種しておくことをお勧めします。

また、不衛生な食品管理や、不完全な調理による食品の摂取で肝炎に

感染したり、負傷等で破傷風に感染する可能性もあります。これらもワクチンがありますので、あらかじめ接種しておくことをお勧めします。

(6) 逮捕・勾留された場合

事件等で逮捕又は勾留された場合、当該官憲に対し、直ちに在セルビ日本国大使館に通報するよう要請してください。当館は要請を受け、次のような援護を行います。

ア 本人への面会（希望等聴取、弁護士等に連絡）

イ （本人の希望により）留守宅・勤務先への連絡

ウ 被拘禁者の正当な権利の擁護

(7) 自動車の運転について

モンテネグロにおける自動車の運転は、日本と比較すると右側通行である他、次の点に注意が必要です。

ア 道路の状態がよくないところが多々あり、路面に穴が開いていることもあります。

イ 交差点によっては優先道路、非優先道路の標識があるところがあります。このような場所では信号が設置されていないため、標識の確認が重要です。

ウ ドライバーの中には、危険な車線変更や追い越し等、交通ルールを無視した無謀な運転をするものがしばしば見られます。

エ 歩行者においても、信号無視や横断歩道ではない場所での通行等のルールを無視した者が多数おります。

オ 冬季には降雪もありますので、通常以上の注意が必要です。

カ 各種交通規則は次の通りです。

(ア) 制限速度

一般道路（市街地）：時速50キロ（特に指定された区間を除く）

一般道路（郊外）：時速80キロ（特に指定された区間を除く）

一般道路（国道）：時速100キロ（特に指定された区間を除く）

高速道路：時速130キロ（特に指定された区間を除く）

(イ) 飲酒運転は禁じられており、呼気1リットルあたり0.03%以上のアルコールが検出された場合、飲酒運転と見なされ、罰金等が科されます。

(ウ) 後部座席を含め、乗車する者全員にシートベルトの着用が義務付けられています。5歳以下の児童については、適切なシートの取付けが義務づけられています。

- (エ) 運転中の携帯電話の使用は禁止されています。
- (オ) 運転中は昼間でも常時ヘッドライトを点灯するよう義務付けられています。
- (カ) 交通規則に違反した場合は、30ユーロ～2,000ユーロの罰金が科せられます。罰金の支払いは、その場で警察官等に払うことはせず、後日銀行等で支払うことになっています。
- (キ) 交通違反の種類ごとに違反点数が定められており、2年間で点数が12点に達すると90日間の免許停止処分となります。
- (ク) 冬期（11月から3月まで）は冬タイヤの装着が義務づけられています。

キ 万が一事故に遭った場合には、警察の現場検証が終了するまで車両を移動してはいけません。交通の著しく障害となる場所であったとしても、車両を移動すると、移動した者に責任があったものとみなされることがあります。保険会社へ保険金を請求する場合には警察からの証明書が必要となりますが、同証明書にも責任の有無について記載されるため注意が必要です。

ク モンテネグロの法律では、他国で発給された運転免許証でモンテネグロ国内を運転することが認められていますが、日本の運転免許証を使用した場合、日本語を解しない警察官等との間で問題が生じる恐れがありますので、運転の際には国際運転免許証を携帯することをお勧めします。また、モンテネグロに長期滞在する場合には、モンテネグロ発給の運転免許証を取得することができます。法律に定められた同免許証取得に必要な書類等は次のとおりです。

- (ア) 申請書
- (イ) 身分証明書（モンテネグロ発行）
- (ウ) 写真2枚（4.5cm×3.5cm）
- (エ) 日本の有効な運転免許証
- (オ) 自動車運転免許抜粋証明（日本の運転免許証の記載をモンテネグロ語に翻訳したものです。在セルビア日本国大使館で発給します。）
- (カ) 健康診断書（6か月以内のもの）
- (キ) 手数料

※提出書類・手数料等に変更が生じる場合がありますので、最寄りの警察署で最新の情報を入手し、手続きを行ってください。

## (8) 緊急時連絡体制の整備

犯罪被害に遭った、被害に遭いそうになった、交通事故に巻き込まれ

た場合等には誰に連絡をするのか、誰がどのようにサポートするかについては日頃から家庭、会社、個人で滞在中の方は親しい友人等と話し合うなど、体制を整えておくことをお勧めします。

## 2. 最近の犯罪発生状況

日本人が犯罪の被害に遭うケースが多発しているとは言えませんが、窃盗（スリや置き引き）、器物損壊などの犯罪被害が発生しています。最近では、アドリア海沿岸地域、特にコトル市を中心に日本人旅行者が増加しており、犯罪被害の多くはコトル市にて発生しています。また、鉄道駅構内や車内では過去に睡眠薬を用いた強盗事件が発生していますので十分注意してください。

## 3. 防犯のための具体的注意事項

### (1) 自宅における防犯

- ア 物理的に侵入が困難（開錠に時間がかかる等）と思わせる防犯設備を備える。（複数の錠やシャッター等）
- イ 不審者の侵入に備え、警報器（赤外線センサーや振動センサーによるもの）や防犯ブザー等を備える。
- ウ 外出・帰宅時、特に解錠する際には周囲の様子を確認する。
- エ 訪問者は既知の人間を除き、すべて身分を確認する。
- オ 長期間不在にする場合は、貴重品の管理等を厳重にしておく。

### (2) 外出時の防犯

- ア 犯罪に巻き込まれる恐れが大きい場所、時間、手段を把握し、可能な限り避ける。
- イ 警察、消防、病院、深夜営業している店舗の所在地を把握する。
- ウ 初めて赴く場所については、周辺の状況を地図で確認する。
- エ 通勤・通学に使用するルートを毎日同じにすることは避け、複数ルートを使用し、行動のパターン化を避ける。
- オ 歩道を歩くときは壁側を歩き、バッグなどは壁側に担ぐようにする。特に紐があるバッグは車道側からたすき掛けにして、ひったくりに注意する。
- カ 夜間は暗い通りや路地を避ける。遠回りでも明るく人通りのある場所を歩く。
- キ 不審人物（騒ぐ若者グループ、酔っ払い）を見かけた時は、遠回りになってでも避ける。

ク トラブルに巻き込まれた際には、生命・身体の安全確保を第一に考えて行動し、抵抗しない。

ケ クレジットカードに関する事件も発生しているため、ATM使用时など、不審な点がないかどうか確認し、取扱いには十分注意する。

### (3) 公共交通機関での防犯

ア 乗り込む前に車内のみならず周囲の様子を確認し、警戒しつつ乗車する。雰囲気がおかしい場合はすぐに下車する。

イ 車内では貴重品に常に気を配り、他人から話しかけられたり、ぶつかったりされた際はすぐに貴重品の所在を確認する。

ウ バスに乗車する際は、運転手のそばに乗車し、スリ・恐喝などの犯罪に遭遇したときにすぐに通報できる環境を作る。

エ 事件に遭遇した際には大声を出すなど周囲の注目を集める。

オ タクシーの場合、乗車時にメーターが作動しているか、IDが提示されているか等を確認する。

カ 駅の構内や車内で親しげに近づき、睡眠薬の入ったコーヒーなどの飲み物を勧め、寝入っている間に金品を奪い取る事件が発生しているので、見知らぬ者から提供された飲食物はむやみに口にしない。

### (4) 交通上の防犯対策

ア 尾行車の有無に注意し、尾行されたら最寄りの警察署などに避難する。

イ シートベルトの装着、ドアロックを習慣化する。

ウ 車に乗り込む前、怪しい兆候・不審物の有無を確認する。

エ 車から離れる場合は、わずかな時間であってもキーを付けっぱなしにしない。

オ 車外から見える位置に物を置かない。

## 4. テロ・誘拐対策

### (1) テロ対策

モンテネグロでは、現在のところテロ行為の可能性を示唆する情報等はないようですが、最近の欧州のテロ事件を見ても明らかなように、テロ事件は予期しない形で発生しますので、日頃からの注意が大切です。特に、米国の権益に関連する施設等が狙われやすいと言われていていますので、これらに近づく際は十分に警戒しなければなりません(米国大使館、米国系企業事務所、米国系レストラン等)。米国以外では、イスラエル権

益の関連施設も狙われる可能性が高いといわれており、2018年2月には在モンテネグロ米国大使館に手りゅう弾が投げ込まれる事件も発生しています。

また、人の多く集まる場所（ショッピング・モール、スポーツ会場等）でも注意を払う必要があります。

## (2) 誘拐対策

誘拐事件はほとんど発生していませんが、万一に備え特に次の点に注意してください。

- ア 見知らぬ人が近づいてきたり、質問してきたら用心するよう子供に指導しておく。登下校や行事の行き帰りは出来る限り親が同伴する。
- イ 外出の際は、行先や予定を家族に知らせる。
- ウ 万が一誘拐された場合は、無用の抵抗や挑発をしない。

## (3) 子供の居所移転等について

モンテネグロでは、未成年の居所を国外に移動する際には他方の親の承諾が必要です。また、父母の双方が親権を有する場合に、一方の親権者が、未成年の子をもう一方の親権者の同意を得ずに国外に連れ出すことは刑罰の対象となる可能性がありますので注意してください。

また、モンテネグロは、ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）の締約国です。ハーグ条約の詳細は下記サイトを御参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

## 5. 緊急連絡先

### (1) 在セルビア日本国大使館 (AMBASADA JAPANA)

(モンテネグロ国内に在外公館はなく、当館が兼轄しています。)

Ulica Tresnjnog Cveta 13, Novi Beograd

領事窓口受付時間：平日午前8時30分から午後5時まで

※ただし、午後1時30分から午後2時30分を除く

代表電話：(+381) 11-301-2800

夜間及び休日は、緊急対応の電話に転送されます。

### (2) 警察・消防等

ア 主な警察署（警察への連絡：「122」（日本の110番に相当））

ポドゴリツァ



「PODRUCNA JEDINICA PODGORICA : ポドルチュナ・イエディニツァ・ポドゴリツァ」

(「PODGORICA POLICE STATION : ポドゴリツァ警察署」)

・住所 : Bulevar Svetog Petra Cetinjskog 4 / 電話 : (020)-242-299

ニクシッチ

「PODRUCNA JEDINICA NIKSIC : ポドルチュナ・イエディニツァ・ニクシッチ」

(「NIKSIK POLICE STATION : ニクシッチ警察署」)

・住所 : Njegoseva 18 / 電話 : (040)-213-111

プリェブリャ

「PODRUCNA JEDINICA PLEVLJA : ポドルチュナ・イエディニツァ・プリェブリャ」

(「PLEVLJA POLICE STATION : プリェブリャ警察署」)

・住所 : Sandzacke 1 / 電話 : (052)-322-920

ブドバ

「PODRUCNA JEDINICA BUDVA : ポドルチュナ・イエディニツァ・ブドバ」

(「BUDVA POLICE STATION : ブドバ警察署」)

・住所 : Trg sunca 5 / 電話 : (033)- 451-183

コトル

「PODRUCNA JEDINICA KOTOR : ポドルチュナ・イエディニツァ・コトル」

(「KOTOR POLICE STATION : コトル警察署」)

・住所 : Muo bb / 電話 : (032)-322-222

イ 主な医療機関 (救急車 : 「1 2 4」 (日本の119番に相当))

ポドゴリツァ

「KLINICKI CENTAR CRNE GORE : クリニチュキ・ツェンタル・ツルネ・ゴレ」

(「CLINIC CENTER MONTENEGRO : クリニック・センター・モンテネグロ」)

(総合病院)

・住所 : Ljubljanska 1、 81000 Podgorica

・電話 : (020)-243-726

・ホームページ : なし

ニクシッチ

「OPSTA BOLNICA NIKSIC : オプシュタ・ボルニツァ・ニクシッチ」

(「GENERAL HOSPITAL NIKSIC : ニクシッチ総合病院」)

・住所 : Nikca od Rovina bb、 81400 Niksic

・電話 : (083)-231-204

・内科、外科、小児科、泌尿器科、接骨科、眼科、産婦人科、感染病科、

脳外科、精神科、腎臓透析科

- ・ホームページ：なし

バール

「OPSTA BOLNICA BAR：オプシュタ・ボルニツァ・バール」  
（「GENERAL HOSPITAL BAR：バール総合病院」）

- ・住所：Podgrad bb、 85000 Stari Bar
- ・電話：(085)-342-210、342-215
- ・内科、小児科、産婦人科、感染科、外科、接骨科、集中治療科
- ・ホームページ：なし

コトル

「OPSTA BOLNICA KOTOR：オプシュタ・ボルニツァ・コトル」  
（「GENERAL HOSPITAL KOTOR：コトル総合病院」）

- ・住所：Njegoseva bb、 85330 Kotor
- ・電話：(082)-325-405
- ・内科、小児科、産婦人科、外科、感染科、眼科
- ・ホームページ：なし

ウ 消防：1 2 3

## 6. 簡単な緊急時の表現

(1) 助けて U POMOC (ウ ポモチ)

(2) 火事だ POZAR (ポジャル)

(3) 泥棒だ LOPOV (ロポヴ)

(4) 警察を呼んで

ZOVITE POLICIJU (ゾヴィテ ポリツィユ)

(5) 救急車を呼んで

ZOVITE HITNU POMOC (ゾヴィテ ヒトヌ ポモチ)

(6) 病院に連れて行って

VODITE ME U BOLNICU

(ヴォディテ メ ウ ボルニツ)

(7) 頭(腹)が痛い

BOLI ME GLAVA (STOMAK)

(ボリ メ グラヴァ (ストマック))

(8) 電話(携帯電話)をお借りしていいですか？

MOGU LI DA KORISTIM VAS

(MOBILNI) TELEFON

モグ リ ダ コリスティム ヴァシュ (モビルニ) テレフォン

(9) はい／いいえ

DA／NE

(ダ／ネ)

### Ⅲ 緊急事態対処マニュアル

#### 1 平素の準備と心構え

- (1) 緊急事態が発生した場合、日本大使館は在留届に基づき安否確認や情報提供を行います。在留届の提出がない場合、緊急時の連絡できませんので、モンテネグロに長期滞在（3か月以上）する方は旅券法により義務付けられている在留届を提出して下さい。また、一度提出した在留届の記載事項に変更が生じた場合（住所、電話番号、メールアドレス、日本国内での緊急連絡先等）は、速やかに当館にその旨連絡してください。一時帰国等で長期間モンテネグロを不在にする場合も可能な限り連絡してください。
- (2) 緊急時に備えて下記3を参考に各自で必要な物品を予め用意しておいてください。

#### 2 緊急時の行動

- (1) 緊急事態の発生直後は様々な情報が錯綜することが予想されますが、テレビ・ラジオ・インターネットなどから可能な限り情報を収集した上で冷静な行動を心掛けてください。
- (2) 当館から必要な情報を逐次連絡いたしますので、可能な限り連絡手段を確保してください。
- (3) 国外に避難すべき事態になった場合は、各在留邦人に電話・Eメール等を用いてその旨連絡するとともに、外務省ホームページにも情報を掲載します。
- (4) ご自身やご家族または他の在留邦人の生命・身体・財産に危害が及んだときまたは及ぶおそれがあるときは、迅速に当館にお知らせください。

#### 3 緊急事態に備えてのチェックリスト

##### (1) 旅券

旅券については、常時6か月以上の残存有効期間があることを確認しておいてください（6か月以下の場合には切替発給をご検討下さい）。旅券の最終頁の「所持人記載欄」は漏れなく記載しておいてください。下段に血液型（blood type）何型と記入しておいてください。なお、当国における外国人登録証明書、滞在許可証等はいつでも持ち出せる状態にしてお

いてください。

(2) 現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジット・カード

これらのものは、緊急時には旅券同様すぐ持ち出せるよう保管しておいてください。現金は家族全員が10日間程度生活できる外貨及び当座に必要な現地通貨を予め用意しておくことをお勧めします。

(3) 自動車等の整備

ア 自動車をお持ちの方は常時整備しておくよう心掛けてください。

イ 燃料は十分入れておくようにしてください。

ウ 車内には常時、懐中電灯・地図・ティッシュ等を備えおきください。

エ 自動車を持っていない方は、近くに住む自動車を持っている人と平素から連絡を取り、必要な場合に同乗できるよう相談しておいてください。

(4) 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、次の携行品を備えておくことを強くお勧めします。

ア 衣類・着替え

イ 履き物（行動に便利なもの）

ウ 洗面用具

エ 非常用食料等

しばらく自宅待機する場合も想定して、米・調味料・缶詰類・インスタント食品・粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを家族全員が10日間程度生活できる量を準備しておいてください。一時避難の目的で自宅から他の場所へ避難する際にはこの中からインスタント食品・缶詰類・粉ミルク・ミネラルウォーターを入れた水筒を携行するようにしてください。

オ 医薬品等

カ ラジオ

キ その他

懐中電灯・ライター・ろうソク・ナイフ・缶切り・栓抜き・紙製食器・割り箸・固形燃料・携帯電話及び充電器・筆記用具・メモ用紙

#### IV. 結語

大使館では、モンテネグロで邦人の方々が安全で快適な生活を送られることを願っています。お困りのことがありましたら、当館へご連絡ください。